物品・委託業務

令和９・１０年度
物品・委託業務入札参加資格申請要領

令和９・１０年度において、生駒市と奈良県広域水道企業団生駒事務所が発注する物品・委託業務（測量及び建設コンサルタント等業務を除く）の競争入札等に参加しようとされる方は、下記を参照のうえ、申込フォームにより申請を行ってください。

記

１　登録資格

①　営業に関し、法令上必要とする許可又は認可を受けている者
②　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の欠格規定に該当しない者
③　国税又は市税を滞納していない者
④　次のいずれにも該当する事由がない者
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（２）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（３）役員等が暴力団員であると認められる者
（４）暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
（５）役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
（６）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
（７）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
※「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

２　登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は登録を取り消します。
①　申請内容及びその添付書類に虚偽がある場合
②　上記登録資格の要件を欠いた場合

３　登録有効期間

令和９・１０年度有効（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）

４　受付期間

次の受付期間に申請してください。
令和８年１１月１０日（火）～令和９年１月１５日（金）

５　申請方法

申請は申込みフォーム（https://logoform.jp/form/8zQh/1756468）により提出してください。
なお、やむを得ない事情により電子申請が困難な場合は、持参により窓口にて申請いただくことも

可能です。
詳しくは市ホームページ（https://www.city.ikoma.lg.jp/0000042960.html）にてご確認ください。

６　提出書類

※別紙「提出書類について（申込みフォーム）」参照
提出書類は申込みフォームに電子データを添付することにより提出いただきます。紙書類の提出は不要ですが、内容について照会させていただく場合がありますので、申請者にて保管してください。

７　注意事項

① 取引希望種目の区分について**（別紙）取引希望種目分類表を参照**し入力をお願います。
② **提出書類の記載事項、添付書類に不備があった場合は、受付できませんので、十分精査のうえ期日までに提出してください。**
③ **登録有効期間内において、取引希望種目の追加及び変更はできません。**
④ 市と奈良県広域水道企業団生駒事務所との申請を一本化していますので同事務所と契約を希望する場合において別途提出する必要はありません。なお、今回申請された情報について、奈良県広域水道企業団生駒事務所に提供することを同意したものとします。
⑤ 学校給食センターへの給食用材料（食材等）納入希望者は、直接学校給食センター（0743-73-3141）へお問い合わせください。
⑥ 申込みフォームから申請いただいた電話番号（委任先がある場合は委任先の電話番号）は、業者登録一覧表に記載し、生駒市ホームページで公開します。
⑦ **受付期間・時間を過ぎた場合は受け付けできません。**

● 問い合わせ先
生駒市　財務部　契約検査課契約係
電話番号　０７４３－７４－１１１１（内線３１６０・３１６１）

提出書類について（物品・委託業務）

次の表により必要な書類をそろえ、**申込みフォームに添付のうえ提出**してください。

No	書類の名称	法人	個人	記載方法及び添付書類の説明
1	履歴事項証明書の写し（法人の場合） 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書（身分証明書等）の写し（個人の場合）	○ × ×	× ○ ○	法人の場合・・・・法務局で発行する**３ヶ月以内**のもの 個人の場合・・・・本籍地の市町村が発行する**３ヶ月以内**のもの
2	最新の納税証明書の写し	○	○	**※別紙「納税証明書の添付について」をご覧ください。**（申請提出時前**３ヶ月以内**のもの） ※消費税については非課税業者であっても納税証明書が必要です。
3	営業許可書等の写し	△	△	営業に関し、法令上監督官公庁の許可、認可がないと取り扱いができない業種は、必ず提出してください。
4	誓約書（暴力団排除関係）	○	○	本店住所、商号、代表者役職名・氏名を記入してください。
5	委任状（行政書士代理人申請用）	△	△	行政書士が申請代理人として代理人申請を行う場合は委任状を提出してください。なお、**行政書士以外からの申請は受け付けません。** 委任者・受任者とも押印省略可（ただし、行政書士職印は省略不可）。 様式は任意ですが、**行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）**を記載してください。 （参考）行政書士法 第十九条　行政書士又行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを請わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。

（注）・ ○印は必ず提出。△印は必要な業者のみ提出。×印は提出不要。

・ 添付書類のうち、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し又は破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む。）などを受けていない証明書の写し、納税証明書の写しは申請書提出時前**３ヶ月以内**のものに限ります。

納税証明書の添付について

○各種の税に関し、課税業者、非課税業者の区分にかかわりなく、全ての業者について下記の**最新の納税証明書**の写し（コピーしたもの）の添付が必要です。**なお、個人業者の方は、「消費税及地方消費税」とともに「申告所得税及復興特別所得税」の納税証明書の提出も必要ですので、お間違いないようにお願いします。**

◎市内業者の方

○個人業者の場合

①令和８年度の市民税・県民税の納税証明書の写し･･･１通
交付請求先 ――― 生駒市役所課税課
※納期未到来分の未納については問題ありません。

②最新の納税証明書その３の２（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し･･･１通
交付請求先 ――― 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

①最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し･･･１通
交付請求先 ――― 生駒市役所課税課
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人開設届」の写しを提出してください。

②最新の納税証明書その３の３（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し･･･１通
交付請求先 ――― 本社・本店の所在地を管轄する税務署
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その３」で**「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」**、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

◎市外業者の方

○個人業者の場合

最新の納税証明書その３の２（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し･･･１通
交付請求先 ――― 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

最新の納税証明書その３の３（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し･･･１通
交付請求先 ――― 本社・本店の所在地を管轄する税務署
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その３」で**「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」**、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

注意事項

○申請書の提出期限間近は税務署等の関係機関が大変混みあいますので、証明書の取得は早めにお願いします。

○納税証明書の写しは申請書提出時前**３ヶ月以内**に発行のものに限ります。なお、**納税証明書に納期未到来の但書記載がある場合で、申請日時点において納期が到来しているときは、納税にかかる領収書の写しを併せてご提出いただくか、当該但書の消除された納税証明書を再度取得のうえご提出ください。**

○生駒市役所課税課で交付申請に必要なもの【0743-74-1111　内線(7122,7121)】
１．窓口に来られる方を確認できるもの（運転免許証等）
２．本人以外の方が請求する場合は本人からの委任状又は同意書
（窓口に来られる方が親族や従業員であっても委任状は必要です。）

○**「消費税及地方消費税」、「申告所得税及復興特別所得税」**又は**「法人税」に関する納税証明書の交付請求書並びに委任状の様式は、国税庁のホームページの証明書請求ページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm）からダウンロードできます。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。**

その他ご不明な点は各交付請求先にお問い合せください。

取引希望種目一覧表

記号		営業種目
A印刷、図書、現像類	ア	一般印刷
	イ	書籍印刷
	ウ	フォーム印刷
	エ	青写真・ﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾑ等特殊印刷
	オ	航空写真
	カ	印刷物販売
	キ	その他
B事務用品類	ア	文具
	イ	印鑑・印章・ゴム印
	ウ	学校教材
	エ	紙類
	オ	情報機器サプライ
C家具類	ア	家具（事務用家具除く）
	イ	室内装飾用品
	ウ	その他
D教育類	ア	教育・保育用具
	イ	体育・スポーツ用具
	ウ	公園遊具
E日用品類	ア	荒物・雑貨
	イ	食器・陶磁器・漆器
	ウ	その他
F賃貸物品	ア	建設用機械器具
	イ	イベント関係
	ウ	事務機器
	エ	車両等
	オ	介護用品
	カ	消耗品
	キ	仮設建物
	ク	医療機器・理化学機器
	ケ	その他
G繊維類	ア	被服全般（靴含む）
	イ	寝具
	ウ	カバン類
H各種委託業	ア	総合ビルメンテナンス
	イ	ビル清掃
	ウ	貯水槽清掃
	エ	下水管清掃
	オ	その他の清掃
	カ	臨床検査
	キ	漏水調査等
	ク	調査・分析
	ケ	環境検査・測定
	コ	発掘調査
	サ	水道メーター検針
	シ	その他の調査・検査・測定
	ス	ねずみ昆虫等防除

記号		営業種目
H各種委託業	セ	警備
	ソ	機械警備
	タ	電気・空調給排水等設備保守点検
	チ	エレベーター等保守点検
	ツ	消防設備保守点検
	テ	通信設備保守点検
	ト	上下水道施設等保守点検
	ナ	浄化槽保守点検
	ニ	その他の保守点検・設備管理
	ヌ	廃棄物収集・運搬
	ネ	廃棄物処理・処分
	ノ	その他の廃棄物収集・運搬・処分
	ハ	イベント企画・運営
	ヒ	広告・ホームページ作成
	フ	コンピューターソフト開発
	ヘ	電算業務
	ホ	速記
	マ	受付・案内
	ミ	人材派遣
	ム	情報提供
	メ	剪定
	モ	福祉・医療
	ヤ	ピアノ調律
	ユ	クリーニング
	ヨ	運送・保管
	ラ	調理業務
	リ	その他
I薬品薬材類	ア	医薬品類
	イ	工業薬品
	ウ	医療・介護用具
	エ	その他
J広告類	ア	広告用品類
	イ	看板類
	ウ	標識類
	エ	記章・旗・ｶｯﾌﾟ
K事務機器類	ア	事務機器（事務用家具含む）
	イ	一般電化製品（無線・通信、情報・OA機器除く）
	ウ	無線機器・通信機器
	エ	情報・OA機器
L農水産類	ア	植木・花・園芸用品
	イ	食料品類
	ウ	材木・石材
	エ	鳥獣害対策用品
M精密機器類	ア	光学機器
	イ	理化学機器
	ウ	楽器・CD類

記号		営業種目
N燃料	ア	石油類
	イ	気体・固体燃料
	ウ	ガス・電力供給
O機械器具類	ア	土木建築用機器
	イ	農林水産機器
	ウ	厨房機器
	エ	工作・加工機器
	オ	水処理機器装置
	カ	ガス機器類
	キ	廃棄物処理機器
	ク	舞台機器
	ケ	住宅設備・空調機器
	コ	特殊電気電子機器装置
	サ	工事用材料・用品
	シ	その他
P車両	ア	車両・車両部品
	イ	車両修理点検検査
	ウ	二輪車・自転車
Q消防防災類	ア	消防自動車
	イ	救急車
	ウ	その他の消防自動車
	エ	救急用機器
	オ	消防用機器
	カ	防災用品・安全用品（消火器含む）
	キ	非常食
R物品製造	ア	鉄蓋類
	イ	ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品類
	ウ	上水道用ボックス類
	エ	上水道用メーター類
	オ	上下水道施設用ポンプ類
	カ	上下水道用資材等
Sその他	ア	ギフト（配送含む）
	イ	保険
	ウ	旅行代理店
	エ	選挙用品
	オ	火葬場用品
	カ	その他
T買受	ア	不用品の買受
	イ	電力購入

取引希望種目分類表（区分参考表）

※この分類表は登録申請時に取引希望種目を記載する際に記入の参考として分類しているものであって生駒市からの発注及び契約等を保証するものではありません。

大分類	中分類（業種名）		主な取扱品目（業務内容）（例示）
A 印刷、図書、現像類	ア	一般印刷	パンフレット・カタログ・ポスター・カレンダー・封筒・罫紙・各種帳票・広報誌・うちわ印刷
	イ	書籍印刷	史誌・統計書・手帳・雑誌・加除式法令集
	ウ	フォーム印刷	電算用フォーム伝票・連続伝票・コンピュータ用入出力用帳票
	エ	青写真・ﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾑ等特殊印刷	青写真・マイクロフィルム撮影・第2原図・都計白地図・シール印刷・ラベル印刷・印鑑登録カード・職員証・プリペイドカード・磁気カード・電子地図・ICカード
	オ	航空写真	道路台帳用航空写真・パネル写真
	カ	印刷物販売	書籍全般の販売・住宅地図・道路地図・教科書販売
	キ	その他	書籍マイクロ化ソフト販売・カーナビ用ソフト販売・パソコン用地図ソフト販売、現像・焼き付け・写真製版・スライド製作
B 事務用品類	ア	文具	一般文具（紙製品を含む）・事務用品全般・ノート・鉛筆・額縁
	イ	印鑑・印章・ゴム印	表札・印鑑・ゴム印
	ウ	学校教材	理科教材・家庭科教材・教育用ﾊﾟｿｺﾝｿﾌﾄ・特殊教室家具（調理台等）・黒板・白板・地球儀
	エ	紙類	コピー用紙・更紙・印刷用紙・段ボール
	オ	情報機器サプライ	磁気テープ・インクリボン・テープカートリッジ・トナーカートリッジ・マウスパッド・画面フィルター
C 家具類	ア	家具（事務用家具除く）	（事務用家具を除く）リビング、ダイニング家具・ベッド・応接セット・カウンター・戸棚・図書館用家具・窓口証明記載台・仏壇仏具・陳列用ケース
	イ	室内装飾用品	カーテン・カーペット・クロス（壁紙）・アルミ製建具・ドア・ブラインド・畳・上敷・舞台幕（どん帳）・屏風・欄間
	ウ	その他	ごみ集積箱（ダストピット）・組み立て式物置・プレハブ・ガレージ倉庫・物流物品管理棚
D 教育類	ア	教育・保育用具	玩具・積み木・絵本・幼児ビデオ・室内遊具・交通安全指導用ビデオ・ベビーカー、幼稚園児机、園児椅子・16フィルム・神輿・鯉のぼり・赤ちゃん用品
	イ	体育・スポーツ用具	跳び箱・マット・ボール・テント・シート・人工芝
	ウ	公園遊具	ブランコ・鉄棒・ジャングルジム・滑り台
E 日用品類	ア	荒物・雑貨	日用品全般・合い鍵・ごみ袋・掃除用具・タオル・線香・ロウソク
	イ	食器・陶磁器・漆器	調理用器具・食器・皿・花瓶・お椀類・急須・湯呑み
	ウ	その他	プラスチックコンテナ・ダストボックス・ごみ収集箱
F 賃貸物品	ア	建設用機械器具	建設用機器全般・建設用重機全般・発掘調査機材・測量機器
	イ	イベント関係	トイレ（仮設）・音響、照明、映像機材・冷暖房機器・テント・椅子・机・幕・くす玉、ユニフォーム・運動具・模擬店用品・イベント機材
	ウ	事務機器	ファクシミリ・コピー機・複合機・コインロッカー・券売機・電話機・通信機器・OA機器
	エ	車両等	レンタカー（建設用を除く）・自転車・カーリース
	オ	介護用品	ベッド・車いす・エアマット・おむつ
	カ	消耗品	白衣・カーテン・清掃用具・寝具類・布団・植木・観葉植物・おしぼり・CD・ベビー用品・本・マット・モップ
	キ	仮設建物	プレハブ・ユニットハウス
	ク	医療機器・理化学機器	医療機器（生体・検体検査機器、治療用機器等）、化学分析装置、試験検査機器
	ケ	その他	上記以外の賃貸物品
G 繊維類	ア	被服全般（靴含む）	制服全般・被服全般・制帽・白衣・消防用普通服・安全靴・ゴム長靴・ベルト・作業服
	イ	寝具	布団・毛布・シーツ・枕・リネン類
	ウ	カバン類	カバン全般・学生カバン（ランドセル他）・革製品
H 各種委託業	ア	総合ビルメンテナンス	総合建物管理（清掃業務・設備運転業務・警備受付業務）
	イ	ビル清掃	床の拭き掃除、ワックスがけ、サッシ清掃、ガラス清掃、ブラインド清掃
	ウ	貯水槽清掃	飲料水貯水槽清掃、高架水槽清掃
	エ	下水管清掃	下水管清掃
	オ	その他の清掃	アからエ以外の清掃業務
	カ	臨床検査	臨床検査・健康診断
	キ	漏水調査等	上下水管内ｶﾒﾗ調査、流量調査、漏水調査、地下埋設物調査
	ク	調査・分析	アンケート調査、市民意識調査、市場調査、交通量調査、各計画策定業務
	ケ	環境検査・測定	飲料水水質検査、食品検査、空気環境測定、作業環境測定、大気・水質・土壌分析測定、騒音・振動測定、ダイオキシン類濃度測定、アスベスト分析、その他環境に係る検査・測定
	コ	発掘調査	埋蔵文化財発掘調査業務
	サ	水道メーター検針	水道メーター検針
	シ	その他の調査・検査・測定	カからサ以外の調査・検査・測定業務
	ス	ねずみ昆虫等防除	害虫駆除・カビ防止業・消毒業
	セ	警備	施設警備・交通誘導警備・ビル警備・保安管理
	ソ	機械警備	事務所等施設の機械警備
	タ	電気・空調給排水等設備保守点検	電気設備、空気調和ダクト、冷暖房設備、冷凍機、給排水設備の保守

大分類	中分類（業種名）		主な取扱品目（業務内容）（例示）
H 各種委託業	チ	エレベーター等保守点検	エレベーター、エスカレーター、自動ドア、その他昇降機の保守
	ツ	消防設備保守点検	消防設備、消火設備の保守及び維持管理
	テ	通信設備保守点検	電話交換機・無線機等の通信設備保守及び維持管理
	ト	上下水道施設等保守点検	上下水道施設・ﾎﾟﾝﾌﾟ施設・廃棄物処理施設・焼却施設・火葬場の保守及び運転維持管理
	ナ	浄化槽保守点検	浄化槽保守
	ニ	その他の保守点検・設備管理	タからナ以外の保守点検・設備管理
	ヌ	廃棄物収集・運搬	一般廃棄物・産業廃棄物収集、運搬
	ネ	廃棄物処理・処分	一般廃棄物、産業廃棄物の処理・処分
	ノ	その他の廃棄物収集・運搬・処分	ヌ・ネ以外の廃棄物物収集・運搬・処分
	ハ	ｲﾍﾞﾝﾄ企画・運営	企画構成立案、台本作成、司会進行、会場設営、PA（放送設備）運転、打ち上げ花火業
	ヒ	広告・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ作成	広告、宣伝製作・映像制作、宣伝飛行業務、ホームページ作成業務
	フ	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｿﾌﾄ開発	財務会計システム・決算統計システム・プログラム作成
	ヘ	電算業務	電算業務、データ処理（封入封緘、発送代行含む）
	ホ	速記	速記、テープリライト、会議録作成
	マ	受付・案内	受付・案内・電話交換・コールセンター業務
	ミ	人材派遣	人材派遣、各種研修講師・指導員派遣、英語指導助手、翻訳・通訳業務等
	ム	情報提供	情報提供業務
	メ	剪定	雑草刈り取り、植木剪定、鳥害対策
	モ	福祉・医療	特定検診・介護予防・健康促進事業、レセプト点検、受診電話勧奨業務、その他福祉・医療業務
	ヤ	ピアノ調律	ピアノ調律
	ユ	クリーニング	クリーニング
	ヨ	運送・保管	旅客自動車運送（貸切ﾊﾞｽ、ガイド含む）・一般貨物自動車運送、宅配、引越し作業、倉庫・保管業
	ラ	調理業務	調理業務・給食業務（弁当製造、販売含む）
	リ	その他	上記以外の委託業
I 薬品薬材類	ア	医薬品類	各種医薬品・殺虫剤・消毒薬・ガーゼ・脱脂綿・酸素・食品添加物・化粧品
	イ	工業薬品	工業薬品（活性炭、苛性ソーダ、消石灰、液体尿素、塩カル等）・農薬
	ウ	医療・介護用具	医療用機械器具全般・義肢、コルセット・車いす・紙おむつ、補聴器・磁気・電気治療器・健康器具・介護、看護用品・AED
	エ	その他	衛生マスク、タオル、帽子（給食等で使用する物）・砂場用抗菌砂・防疫殺虫剤
J 広告類	ア	広告用品類	屋外広告企画・啓発用ティッシュ・折込チラシ・啓発用花の種
	イ	看板類	選挙用看板・広告塔看板・掲示板・懸垂幕・のぼり・横断幕
	ウ	標識類	道路標識・案内、誘導標識・カーブミラー・コンクリート境界杭
	エ	記章・旗・ｶｯﾌﾟ	校旗・優勝旗・カップ・トロフィー
K 事務機器類	ア	事務機器（事務用家具含む）	事務用（スチール、木製）・ロッカー・物品棚・印刷機・電動パンチ・シュレッダー・オフィス家具・コピー機・複合機・プリンター
	イ	一般電化製品（無線・通信、情報・OA機器除く）	一般電化全般（冷蔵庫、テレビ、掃除機、洗濯機、デジタルカメラ等）
	ウ	無線機器・通信機器	電話機・ファクシミリ・音響、映像機器・監視カメラ・ナビゲーションシステム（ハード）・字幕挿入機器・携帯電話機・無線機器類
	エ	情報・OA機器	パソコン・OA関連機器全般・会議室録音機器・マイクロ写真機・既製コンピューターソフト（販売）・ネットワーク機器・サーバー機器
L 農水産類	ア	植木・花・園芸用品	植木・鉢花・苗類（各種栽培）農園資材・園芸肥料・園芸用機械器具
	イ	食料品類	茶・コーヒー・菓子類・乳製品・飼料　**※学校給食関連での登録希望は直接給食センターへ登録**
	ウ	材木・石材	木材・ベニヤ・庭石・灯籠
	エ	鳥獣害対策用品	捕獲檻、侵入防止柵、駆除機材等
M 精密機器類	ア	光学機器	望遠鏡・顕微鏡
	イ	理化学機器	各種計測器（水位計、気象計、流速計）・環境測定器類・実験機具類・標本類
	ウ	楽器・CD類	音楽ソフト（CD、ビデオ、DVD）・各種楽器類（ピアノ・オルガン・打楽器）
N 燃料	ア	石油類	石油・ガソリン・重油・軽油・灯油
	イ	気体・固体燃料	LPガス・プロパンガス・その他各種燃料
	ウ	ガス・電力供給	ガス・電力供給
O 機械器具類	ア	土木建築用機器	建設、建築機械全般（各種重機、発電機、発動機）
	イ	農林水産機器	精米器・農工機械器具全般
	ウ	厨房機器	給食用コンテナ・ガスレンジ・食器消毒保管機・調理台・流し台・冷蔵庫・食品加工用機械・製氷器・食品製造・加工機械器具類
	エ	工作・加工機器	金属加工用機械器具類・各種工具類・梱包機械・電動工具・紡績機械・業務用ミシン・モーター・木工用機械器具類・産業ロボット
	オ	水処理機器装置	水処理装置全般・浄水器・ポンプ類（一般用）

大分類	中分類（業種名）		主な取扱品目（業務内容）（例示）
O機械器具類	カ	ガス機器類	ガス器具全般機器類・風呂釜
	キ	廃棄物処理機器	公害関連機器（ごみ焼却器、焼却炉）・空き缶処理機・生ごみ処理機
	ク	舞台機器	ホール音響設備・放送設備
	ケ	住宅設備・空調機器	住宅設備機器全般・浴槽・便器・ｾﾝﾄﾗﾙﾋｰﾃｨﾝｸﾞ・空気清浄機・脱臭装置・集塵装置・自動ドア
	コ	特殊電気電子機器装置	駐車場機械装置類・ソーラーシステム・蓄熱電装置・トランス・蓄電池・配電機具類・中央監視システム・防犯システム・券売機
	サ	工事用材料・用品	土木建築資材全般・レミファルト・アスファルト・セメント・タイル・断熱材・金網・砕石
	シ	その他	殺菌消毒用機械類・害虫駆除機器類・洗車機・高圧洗浄機・自転車駐輪器
P車両	ア	車両・車両部品	乗用車・トラック・バス・ごみ収集車・部品類全般
	イ	車両修理点検検査	修理、点検、車検
	ウ	二輪車・自転車	オートバイ・原動機付自転車、自転車、その部品及び修理
Q消防防災類	ア	消防自動車	イ・ウを除く消防車両全般
	イ	救急車	救急車
	ウ	その他の消防自動車	救助工作車、はしご車
	エ	救急用機器	救急車積載用品、救急訓練用資機材等
	オ	消防用機器	小型動力消防ポンプ・消防用ホース・救助器具・サイレン・緊急自動車用回転灯
	カ	防災用品・安全用品（消火器含む）	避難救助器具・保安防災器具・スプリンクラー・報知器・消火器・防災服・消防用特殊服・防毒マスク・土嚢・カーブミラー・交通安全用品・防護柵・消防、防災啓発用ビデオ、ヘルメット、倉庫
	キ	非常食	非常食・保存食・保存用飲料水
R物品製造（二次製品等製造を伴うもの）	ア	鉄蓋類	マンホール用鉄蓋等
	イ	ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品類	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ・ブロック・マンホール
	ウ	上水道用ボックス類	量水器ボックス、消火栓ボックス、仕切弁ボックス等
	エ	上水道用メーター類	水道用メーター
	オ	上下水道施設用ポンプ類	井戸用水中モーターポンプ等
	カ	上下水道用資材等	管類、栓類、弁類、継手類、ろ過砂等
Sその他	ア	ギフト（配送含む）	記念品・ギフト用小物・商品（配送含む）
	イ	保険	損害保険・賠償責任保険・傷害保険等
	ウ	旅行代理店	旅行企画・手配等
	エ	選挙用品	選挙に係る備品・用品・消耗品
	オ	火葬場用品	火葬場に係る備品・用品・消耗品（火葬場残骨灰処理含む）
	カ	その他	A～Sまでに当てはまらないもの
T買受	ア	不用品の買受	鉄・非鉄金属くず、紙・繊維くず、OA機器、遺失物、自転車等
	イ	電力購入	電力購入

誓　約　書（暴力団排除関係）

年　　月　　日

生駒市長　様

所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名

当社（私）は、入札参加資格申請にあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、生駒市から契約解除措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、下記事項の該当の有無を確認するため、求めがあるときは、役員等一覧表を提出するとともに、生駒市が奈良県生駒警察署長に照会することを承諾いたします。

記

1　当社（私）は、次に掲げる事項に該当いたしません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（2）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（3）役員等が暴力団員であると認められる者

（4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者

（5）役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

（6）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（7）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2　当社（私）は、上記１に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。

3　当社（私）は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市長に報告するとともに、警察に届けます。

注）「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。